

## 経済学

### 問題

費用逓減産業における自然独占について説明し、政府による価格規制についても言及せよ。

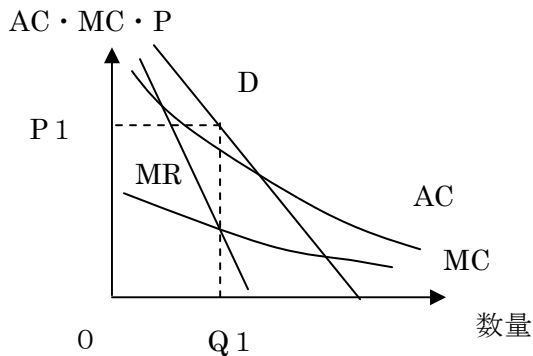
### 解答例

費用逓減産業とは、生産量が増加するに従って平均費用が減少していく様な費用曲線をもった産業である。こうした産業の特徴は、初期コストが非常に大きく、逆に限界費用が非常に少ない。具体的には、電力、ガス、鉄道事業などが含まれる。こうした事業は、先に顧客を多く獲得した企業ほどスケールメリットによるコストを低く下げることが可能であり競争上優位になる。そのため、新規企業の参入は難しく自然独占に近づいていくのである。

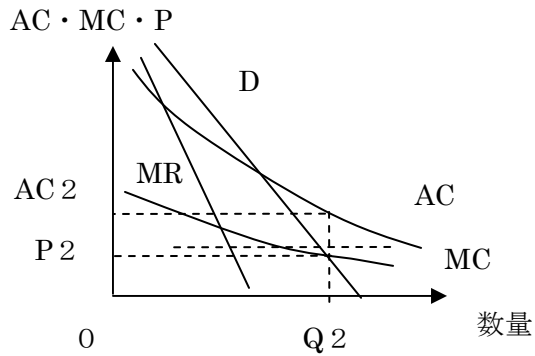
こうした独占市場では、企業が利潤最大化行動に従って生産を行うと過小供給と独占利潤の発生という問題が生じる。先ほども述べたようにこうした産業は公益事業が多く含まれるのでこうした過小供給は問題であり政府による介入が必要となるのである。

以下では図を使って、政府が介入しない場合、政府が限界費用価格形成原理に従って価格を決定した場合、政府が平均費用価格形成原理に従って価格を決定した場合の価格、及び生産量の違い等を説明する。なお図中の AC は平均費用、MC は限界費用、MR は限界収入、P は価格を示す。

まず、政府が何もしない場合は利潤最大化をめざす企業は  $MR=MC$  となるところで生産量を決定する。そのため生産量は図の  $Q_1$  となり価格は  $P_1$  となる。

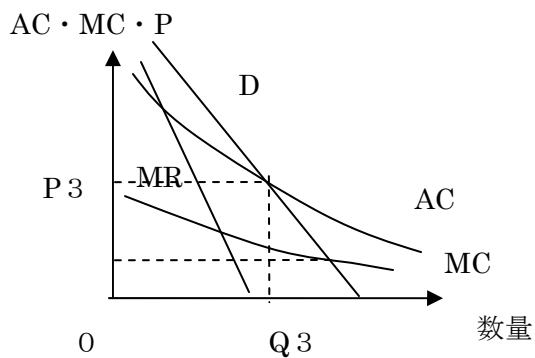


つぎに限界費用価格形成原理で価格を決定した場合である。この場合は MC と D の交点で価格を決定するので次のような生産量と価格になる。



この場合、限界費用と D 曲線の交点で価格と数量が決まるので余剰の合計は最大になる。しかし、平均費用が価格を上回っていることから分かるようにこのケースでは赤字が発生し、政府は  $AC2 - P2$  の金額に当たるだけの補助金の支出が必要となる。

つぎが平均費用価格形成原理で価格を決定した場合である。



これは AC と D 曲線の交点で価格を決定するものであり、価格は P3、数量は Q3 となる。この場合価格と平均費用が等しいので企業に赤字は発生しない、よって補助金を必要としないメリットがある。しかし、このままでは最適な生産量である MC と D の交点で決まる生産量まで供給できないというデメリットがある。より供給量を増加させるには従量料金を課すなどの方法が必要となろう。

以上

## 財政学

アダム・スミスの租税原則及びワグナーの租税原則について、租税の負担配分及び財政の役割を踏まえて、それぞれ説明せよ。

### 解答例

租税原則とは、租税のあるべき姿を指し示すものであり時代や社会の変遷の中で様々に議論されてきた。

18世紀のアダム・スミスの租税原則は4つあり、それは以下の通りである。

#### アダム・スミスの4原則

- ・ 公平性の原則・・・行政サービスから受ける利益に応じた税負担であること
- ・ 明確性の原則・・・支払時期、徴収方法、支払金額が確実であること
- ・ 便宜性の原則・・・納税者にとって都合のよい時期と徴税方法であること
- ・ 最小徴税費の原則・・・徴税費用は最小であること

これに対して、19世紀のワグナーは4大原則、そしてその下に9小原則を唱えている。

#### ワグナーの4原則。

- ・ 財政政策上の原則・・・財政需要を充足でき、財政需要の変動に柔軟に対応できるように可動的でなければならない。
- ・ 国民経済上の原則・・・国民の経済発展を阻害しないような税源および、税種であること。
- ・ 公平性の原則・・・すべての国民が負担し、担税能力に応じた課税であること。
- ・ 税務行政上の原則・・・明確であり、国民にとって便宜性があり、徴税費は最小であること。

両者の、租税原則とも重複する部分もあるが、アダム・スミスとワグナーでは租税負担および財政政策に対する考え方が異なっている。市民の経済力が増し、近代へと発展していく段階におけるアダム・スミスの時代では、政府は非生産的であり必要悪としてとらえられ、政府は市場に介入してはならず財政の規模は小さければ小さいほどよいと考えられていた。そのため、租税に関しても国民になるべく負担をかけない様に配慮することが求められ、課税の根拠も行政から受ける利益もとづいて支払うべきだとする利益説的な立場に立っていた。したがって、財政の役割も公共財の供給などに限定されたものであった。

これに対して、ワグナーの時代では政府にも生産性があるものとされ、経済の発展とともに国家の福祉的、文化的支出が増加し、その役割も多様化していくと考えられていた。これを、「経費膨大の法則」と呼ぶ。こうした、役割に積極的に関わっていくためには、政

府には十分な税収が必要とされ租税原則もそれに沿ったものとなる。

またワグナーは、担税能力に応じた課税をすることで「所得の再分配機能」についてもそれを認めており、それに沿った租税原則を主張している。

以上のように、アダム・スミスとワグナーの租税原則は、国家の介入を排除し市場による資源配分のみを重視した初期的な経済から、近代のようにある程度の発展が進み国家による福祉などの積極的な介入が必要となる時代への変遷を写しているとも言えるだろう。

以上